

船町地区まちづくりニュース 第1号

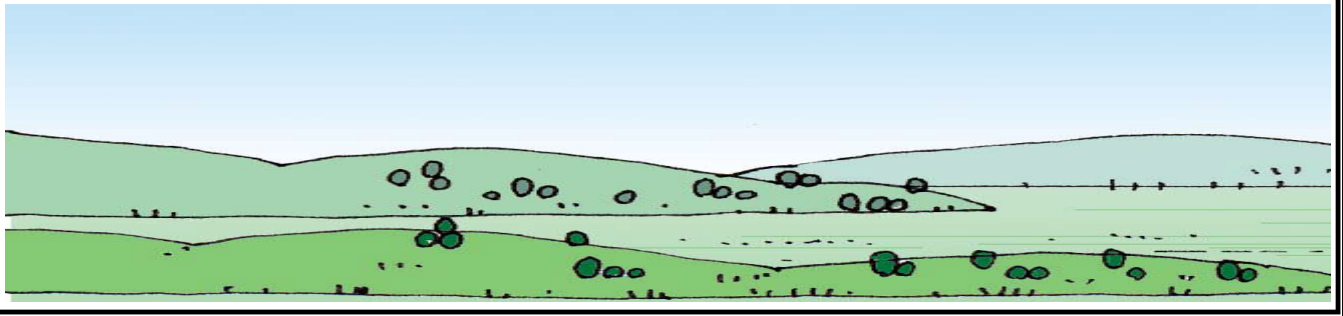
発行日：平成 21 年 9 月 10 日

発行者：船町地区 まちづくり協議会

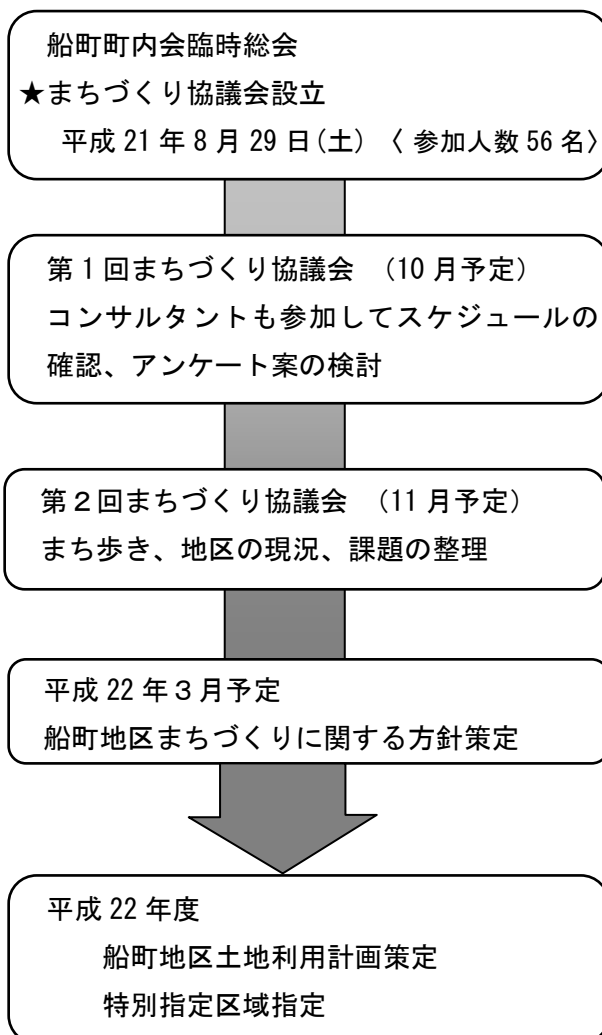
船町地区田園まちづくり協議会

【連絡先】 船町地区まちづくり協議会 会長

TEL



今後の主な取り組み



「船町地区まちづくり協議会」が設立されました

8 月 29 日(土) 船町公会堂において、平成 21 年度船町町内会臨時総会
が開かれ、町内会会員 85 名(うち委任状 29 名)が出席、船町地区まちづ
くり協議会の設立及び同協議会の規約が承認されました。
つづいて行われた、まちづくり協議会設立総会において、会長は船町
町内会長が兼務となり、監査は、
また、裏面に協議会規約第 9 条に基づき会長が選任する役員とあわせ
て、新役員名簿を記載しています。
が選任され

【新役員名簿】

会 長			
副会長			
会 計			
書 記			
委 員 (15名以内)			
監 査			

【設立総会での質疑内容】

Q 1 特別指定区域とは何か。

A 1 市街化調整区域の新しい建築許可基準を適用できる区域のことです。今回のまちづくりで指定することを目指しています。

Q 2 地区外から来る人が土地を買って家を建てられるようになるのか。

A 2 特別指定区域のうち「地縁者の住宅区域」に指定すれば小学校区内に通算 10 年以上居住したことのある人であれば許可を取って家を建てる事が出来るようになります。「新規居住者の住宅区域」に指定すれば誰でも許可を取って家を建てる事が出来るようになります。(指定する区域には限度があります。)

Q 3 線引き前（昭和 46 年以前）から建っている住宅は誰でも買って住めると聞いているが。

A 3 そのとおりです。ただし現在すでに更地になってしまっている土地や、一軒の家を 2 軒に分割することは出来ません。

Q 4 地縁者の住宅区域に指定した後、土地を分割して 2 軒の家を建てることは出来るのか。

A 4 最低敷地面積 300 m²を満足すれば、分割して家を建てる事は可能です。(接道は必要です。)

Q 5 圃場整備した土地に特別指定区域を指定することは可能か。

A 5 圃場整備した土地(農業振興地域法の農用地)は農業環境を保全すべき区域なので特別指定区域(地縁者の住宅区域、新規居住者の住宅区域等)を指定しない方針です。

Q 6 船町地区まちづくり協議会の区域に隣の大字の区域を入れることは可能か。

A 6 まちづくり協議会の区域は基本的に町内会の区域とします。したがって隣の大字の区域であっても、船町町内会員の住んでいる区域等は船町まちづくり協議会の区域とすることが出来ます。ただし隣接町内会と協議が必要です。